

## 公益財団法人山形県体育協会オリンピック特別活動支援事業補助金交付基準

### 1 目的

公益財団法人山形県体育協会（以下「本会」という。）は、本県競技スポーツの競技力向上を図り、オリンピックでメダルを獲得するために、選手個人及び県内競技団体が行う、強化育成事業に要する経費について、この基準の定めるところにより、予算の範囲内において選手個人及び県内競技団体に対し補助金を交付する。

### 2 補助金交付対象者

別添1の公益財団法人山形県体育協会オリンピック特別活動支援事業補助対象基準に該当する選手個人及び団体

### 3 補助金の額及び対象経費

個人	別添2のとおり
団体	

### 4 交付手続き

#### (1) 交付申請

補助金の交付を受けようとする個人又は県内競技団体長は、交付申請書（規則様式01号）を理事長に提出しなければならない。提出期限は、理事長が定める日とし、添付すべき書類は次のとおりとする。

- ①事業計画書（別記様式01号）
  - ②収支予算書（別記様式02号）
  - ③選手個人の場合：交付者名簿（様式01参考01）  
団体の場合：交付団体名簿（様式02参考01）
  - ④その他理事長が必要と認める書類
- \*選手個人の場合は、選手個人調書を添付すること

#### (2) 交付決定

理事長は交付金申請があった場合において、当該申請に係る書類等の審査を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、申請者に対し、交付決定を通知する。

#### (3) 交付条件

補助事業に要する経費の10分の2を超える増減がある場合、申請者は、事業計画変更承認申請書（別記様式03号）を理事長に提出し、承認を受けなければならない。

### 5 補助事業の中止又は廃止

補助事業の中止又は廃止について理事長の承認を受けようとするときは、その理由を記載した補助事業中止（廃止）承認申請書（別記様式04号）を理事長に提出しなければならない。

## 6 補助事業が予定の期間内に完了しない場合等の報告

補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は事業の遂行が困難となった場合は、その理由を記載した事業遂行状況報告書（別記様式05号）を理事長に提出し指示を受けなければならない。

## 7 状況報告書

補助事業状況報告書（規則様式02号）は、平成29年11月30日現在の状況を記載した事業実施状況調査書（別記様式06号）を添付して、翌月15日までに提出するものとする。

## 8 実績報告

補助金の交付を受けた個人又は県内競技団体長は、実績報告書（規則様式03号）を提出しなければ成らない。提出期限は、事業完了後21日を経過する日又は平成30年4月20日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は次のとおりとする。

- ①事業実績書（別記様式第01号）
- ②収支精算書（別記様式第02号）
- ③事業実績報告書（別記様式08号）（試合・遠征・合宿等について報告）
- ④選手個人の場合：交付者名簿（様式01参考01）個人別内訳（様式01参考02）（領収書添付）  
団体の場合：交付団体名簿（様式02参考01）団体別内訳（様式02参考02）（領収書添付）
- ⑤その他理事長が必要と認める書類

## 9 補助金の概算払

理事長は、必要と認めるときは、補助金の概算払いをすることがある。

競技団体は、概算払を受けようとするときは、補助金概算払い請求書（別記様式07号）に概算払を必要とする理由書を添付して理事長に提出しなければならない。

## 10 帳簿の備付等

県内競技団体は、補助金と補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、補助事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

## 11 財産の管理

県内競技団体は、本補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）のうち、1件あたり50万円以上の取得財産等について、補助事業が完了した後も、取得財産等管理台帳（別記様式第09号）を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の目的に従ってその効率的運用を図るように指導しなければならない。

- 2 県内競技団体は、選手個人に貸与する競技用備品を購入した場合、当該競技用備品について、補助事業が完了した後も、貸与備品等管理台帳（別記様式第10号）を備え、その貸与状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の目的に従ってその効率的運用を図るように指導しなければならない。

## 12 財産処分の制限

県内競技団体は、取得財産等を補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供するときは、あらかじめ県体協にあてて届出を出すとともに、財産処分申請書（別記様式第11号）に理由書を添えて提出し、知事の承認を受けなければならない。

- 2 理事長は、前項の処分により収入があったときは、その収入の全部または一部を、県内競技団体を經由して県体協に納付させることができるものとする。ただし、当該財産が、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過している場合は、この限りではない。

## 13 委任事項

県内競技団体は、選手個人から本交付基準に係る諸手続きの委任を受けることができる。

## 14 個人情報の取り扱い

助成対象者は、本県のスポーツ振興に寄与するため、本会、山形県報道機関等が管理運営するテレビ、新聞、ホームページ、広報誌等の広報媒体で、以下に掲げる個人情報を公開することに同意したものとみなす。

- (1) 氏名
- (2) 居住地（市町村まで）
- (3) 年齢
- (4) 所属
- (5) 勤務先
- (6) 個人の肖像

## 15 その他

この交付基準に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。